

衛生センター施設整備工事

入札説明書

平成30年7月

小松加賀環境衛生事務組合

目 次

	頁
第1章 目的と定義	1
第2章 本工事の概要	1
第1節 工事名称	1
第2節 発注者	1
第3節 工事場所	1
第4節 契約方式	1
第5節 入札方式	1
第6節 落札者決定方式	1
第7節 工場場所の立地条件	1
第8節 契約期間	2
第9節 本工事概要	2
第3章 契約締結に至るまでのスケジュール	3
第4章 入札に関する手続き	5
第1節 入札説明書類の取扱い	5
第2節 入札説明書類の公表・配布	5
第3節 入札説明書類に関する質問の受付・回答	5
第4節 工場場所の確認	5
第5章 入札参加者の参加資格要件	6
第1節 入札参加者資格等	6
第2節 入札参加者の要件	6
第6章 応募に関する留意事項	7
第1節 入札説明書類の承諾	7
第2節 費用負担	7
第3節 予定価格	7
第4節 最低制限価格	7
第5節 入札保証金	7
第6節 契約保証金	7
第7節 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	7
第8節 著作権	7
第9節 提出書類の取扱い	8
第10節 本組合が提供する資料の取扱い	8

第 11 節 入札の延期等.....	8
第 12 節 その他.....	8
第 7 章 参加資格審査.....	8
第 1 節 入札参加資格審査申請書の受付.....	8
第 2 節 資格審査結果の通知.....	9
第 3 節 資格がないと認めた者に対する理由の説明.....	9
第 8 章 技術提案書類の提出.....	10
第 1 節 提出期間.....	10
第 2 節 提出方法.....	10
第 3 節 提出先.....	10
第 4 節 提出書類.....	10
第 5 節 提出部数.....	11
第 6 節 提出の辞退.....	11
第 7 節 技術提案書類審査関係.....	11
第 9 章 入札.....	12
第 1 節 入札の日時及び場所.....	12
第 2 節 提出書類.....	12
第 3 節 入札書の記載方法.....	12
第 4 節 入札書の記載金額.....	12
第 5 節 入札の無効.....	12
第 6 節 入札の辞退.....	13
第 7 節 入札参加者が 1 者の場合の措置.....	13
第 10 章 本審査.....	13
第 1 節 審査の方法.....	13
第 2 節 非価格要素審査.....	13
第 3 節 価格審査.....	13
第 4 節 落札者の決定.....	13
第 5 節 審査事項.....	14
第 6 節 落札者とならなかった者に対する理由の説明.....	14
第 7 節 本契約締結までの取扱い.....	14
第 11 章 事務局.....	14

第1章 目的と定義

この入札説明書（以下「本書」という。）は、小松加賀環境衛生事務組合（以下「本組合」という。）が「衛生センター施設整備工事」（以下「本工事」という。）を発注するにあたり、本工事入札に参加しようとする者（以下「参加者」という。）に配布するものであり、参加者は本書の内容を踏まえ、審査等に必要な書類を提出するものとする。

なお、本書と合わせ、落札者決定基準、様式集1、要求水準書及び様式集2を一体の資料とし「入札説明書類」と定義する。

第2章 本工事の概要

第1節 工事名称

衛生センター施設整備工事

第2節 発注者

小松加賀環境衛生事務組合 管理者 和田 慎司

第3節 工事場所

石川県小松市浜佐美町ヲ 15 番地
小松加賀環境衛生事務組合 衛生センター

第4節 契約方式

設計・施工一括発注方式

第5節 入札方式

条件付一般競争入札

第6節 落札者決定方式

総合評価方式

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2

第7節 工場場所の立地条件

敷地面積	4,895.47 m ²
市街化区域	該当せず
用途地域	指定無し
防火地域	該当せず
高度地区	該当せず
建ぺい率	60%以下
容積率	200%以下

第8節 契約期間

契約締結の日から平成33年3月31日までとする。

第9節 本工事概要

1. 一般概要

本組合が管理する衛生センター（以下「本施設」という。）は、小松市と加賀市を構成市とし、圏域からの生し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿」という。）を安全かつ衛生的に処理している。

本施設は昭和56年3月に増設竣工した設備（旧処理棟及び機械棟）と平成6年3月に竣工した設備（新棟）により、108KL/日として稼働している。

この度、旧処理棟及び機械棟（現在、高度処理施設、消毒設備、脱臭設備及び汚泥処理施設のみ稼働）の老朽化に伴い、旧処理棟及び機械棟の全面更新（高度処理施設、汚泥処理施設等を収納する新処理棟を建設更新）と新棟の一部更新を行い、3ヶ月の試運転調整後、組合に引き渡すものである。

本工事は環境省循環型社会形成推進交付金事業として実施を予定するものであり、合理的な処理施設として整備するものである。

また、本施設は、安定的、衛生的かつ経済的に処理できるだけでなく、余剰汚泥の肥料化を積極的に行うとともに、小松市景観条例を遵守した周辺環境の保全及び資源循環の安定的な確保を図り、施設利用者・運転作業員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい作業環境等の確保に努めるものである。

なお、本工事の設計にあたっては、プラント・建築構造及び処理対象物の量・質の変動対策を十分に留意し、計画するとともに、運転管理における作業動線、既存設備との取り合い及び将来的な新棟の更新を考慮した計画とすること。

2. 処理計画

95 kL/日

（生し尿 6 kL/日、浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥含む） 89 kL/日）

3. 処理方式

標準脱窒素処理（108kL/日施設（新棟）の処理方式）＋高度処理

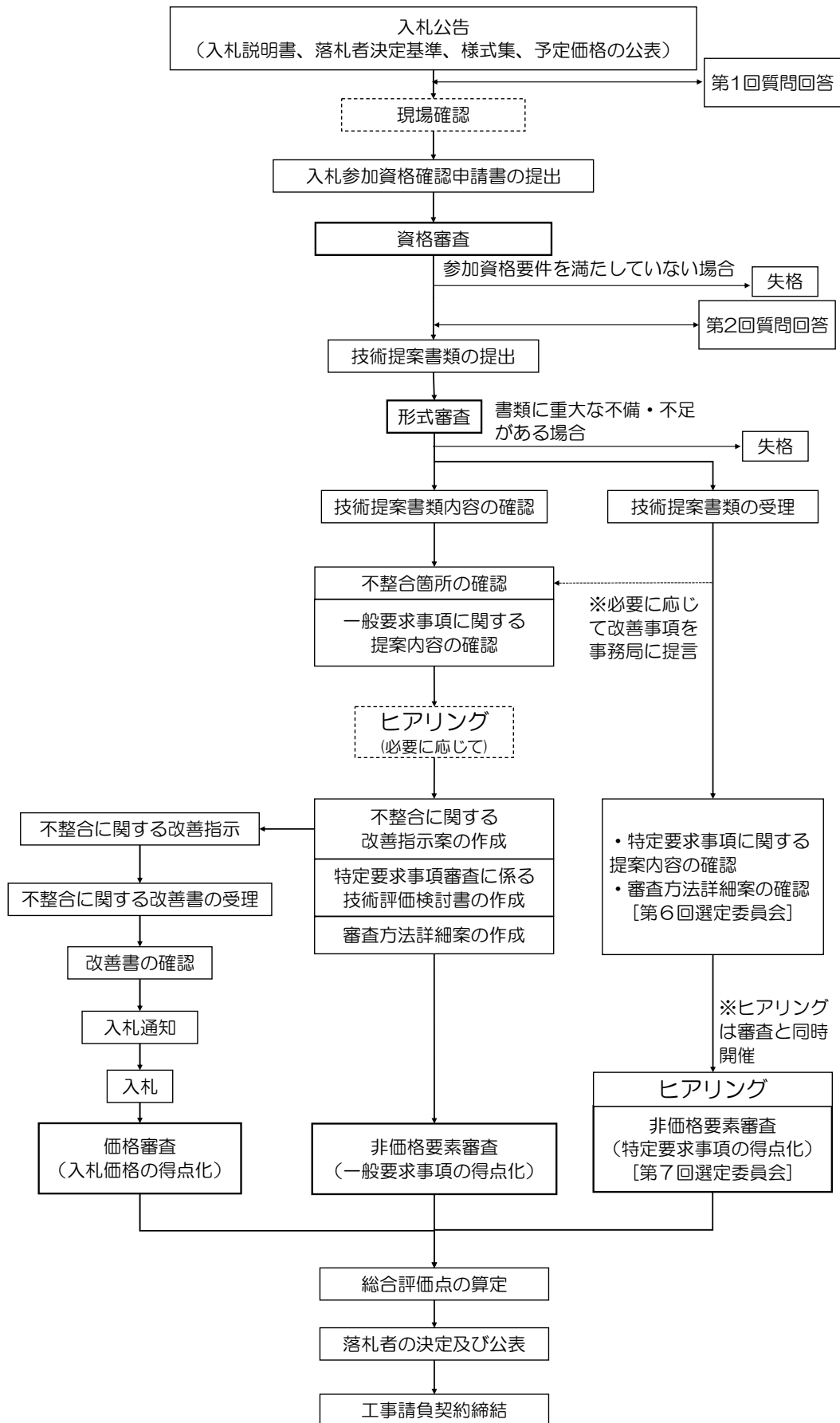
第3章 契約締結に至るまでのスケジュール

本工事の契約締結に至るまでのスケジュールは次のとおりとする。ただし、応募状況や審査状況等により、予定を変更する場合がある。

入札参加者の審査に関しては、「衛生センター施設整備に係る事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて本組合管理者が落札者を選定する。

入札公告（入札説明書類(要求水準書以外)の公表) ※要求水準書は事務局にて配布	平成 30 年 7 月 20 日（金）
第1回質問提出期限（入札説明書、落札者決定基準）	平成 30 年 7 月 26 日（木）
工事場所確認の申請受付期限	平成 30 年 7 月 26 日（木）
工事場所の確認（希望者のみ）	平成 30 年 7 月 27 日（金）又は 平成 30 年 7 月 30 日（月）
第1回質問に対する回答期限	平成 30 年 8 月 3 日（金）
入札参加資格審査申請書の提出期限	平成 30 年 8 月 10 日（金）
第2回質問提出期限（要求水準書）	平成 30 年 8 月 10 日（金）
参加資格審査結果の通知	平成 30 年 8 月 20 日（月）
第2回質問に対する回答期限	平成 30 年 8 月 20 日（月）
技術提案書類の提出期限	平成 30 年 10 月 1 日（月）
不整合に関する改善指示	平成 30 年 11 月 19日（月） 予定
不整合に関する改善書の提出期限	平成 30 年 12 月 7 日（金） 予定
入札通知	平成 30 年 12 月 13日（木） 予定
入札	平成 30 年 12 月 21日（金） 予定
ヒアリング	平成 30 年 12 月 下旬
落札者の決定及び公表	平成 30 年 12 月 下旬
工事請負契約の締結（議会承認）	平成 31 年 2 月 下旬

契約締結に至るまでのスケジュールフロー



第4章 入札に関する手続き

第1節 入札説明書類の取扱い

入札説明書類は、入札書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

第2節 入札説明書類の公表・配布

入札説明書類の公表・配布は、次のとおり行う。

1. 入札説明書、落札者決定基準、様式集1の公表
 - 1) 公表日 : 平成30年7月20日(金)
 - 2) 公表方法: 本組合のホームページ
2. 要求水準書、様式集2の配布
 - 1) 配布期間: 平成30年7月20日(金)～平成30年8月10日(金)
 - 2) 配布場所: 第11章に示す事務局
 - 3) 配布方法: 電子媒体を配布(事前に電話連絡のこと。)

第3節 入札説明書類に関する質問の受付・回答

1. 入札説明書類に関する質問の受付
 - 1) 受付期間:
 - 第1回 平成30年7月20日(金)9:00～7月26日(木)16:00
 - 第2回 平成30年7月27日(金)9:00～8月10日(金)16:00
 - 2) 提出先 : 第11章に示す事務局
 - 3) 提出方法: E-mail(受理確認を行うこと。)
※E-mail以外の方法による質問は受け付けない。
 - 4) 様式 : 第1回は様式第1号①及び②
第2回は様式第1号③及び④
2. 質問に対する回答
 - 1) 回答日 : 第1回 平成30年8月3日(金)
第2回 平成30年8月20日(月)
 - 2) 回答方法: 第1回、第2回とも本組合のホームページで公表する。

第4節 工場場所の確認

現場確認を希望する者は、様式第2号により事前の申込を行うこと。

1. 申込書提出期間: 平成30年7月20日(金)9:00～7月26日(木)16:00
2. 申込書提出先 : 第11章に示す事務局
3. 申込書提出方法: E-mail(受理確認を行うこと。)
4. 現場確認の期間: 平成30年7月27日(金)又は平成30年7月30日(月)
(本組合が指定した日時)

5. 留意事項 : 現場確認を行う時間は、1社あたり午前又は午後の3時間以内を基本とする。

第5章 入札参加者の参加資格要件

第1節 入札参加者資格等

1. 「小松市競争入札参加資格者名簿」又は「加賀市競争入札参加資格者名簿」の清掃施設工事に登録されている者であること。
2. 入札参加者は、単独の企業とする。
3. 入札参加者は、次の条件を満たすものであること。
 - 1) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建設工事の種類「清掃施設」での総合評定値(P)が900点以上であること。
 - 2) 地方公共団体が発注する一般廃棄物処理施設(し尿処理場又は汚泥再生処理センター)において、元請として、新設工事又は基幹改良工事(定期補修整備工事を除く。)を平成20年度から平成29年度までに本工事施設規模の1/2以上を2件以上受注した企業とする。
 - 3) 建設業法第26条に規定する監理技術者(建設工事の種類が清掃施設工事業)を本工事に専任配置できること。なお、当該予定監理技術者については、雇用継続期間が平成30年7月1日現在において6ヶ月間を超える自社の社員で、し尿処理施設又は汚泥再生処理センター新設工事、基幹改良工事の工事経歴を監理技術者として有すること。

第2節 入札参加者の要件

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

1. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2. 公的機関において、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止処分を過去1年間(公告日より)受けていない者であること。
3. 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設工事業の特定建設業許可を受け5年を経過している者。
4. 石川県、小松市及び加賀市において入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
5. 落札決定までの間において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
6. 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等を受けてから2年を経過している者。
7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ

た日から5年を経過している者。

8. 参加資格申請日現在において法人税、消費税、地方税を滞納していない者であること。

第6章 応募に関する留意事項

第1節 入札説明書類の承諾

入札参加者は、入札参加資格審査申請書の提出をもって、入札説明書類及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

第2節 費用負担

応募から契約締結までに必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

第3節 予定価格

1,740,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

第4節 最低制限価格

設定しない。

第5節 入札保証金

入札保証金は免除する。

第6節 契約保証金

契約保証金は、請負金額の10分の1を納付するものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、本組合が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2号第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第7節 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

第8節 著作権

入札参加者から審査説明書類に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。

第 9 節 提出書類の取扱い

原則として提出書類の変更及び返却はできないものとする。なお、提出された書類は、本工事の入札に係る目的以外には使用しないものとする。

第 10 節 本組合が提供する資料の取扱い

本組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

第 11 節 入札の延期等

本組合が必要と認めた場合は、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。そのことにより、入札参加者に損害が生じた場合でも、本組合はその責を負わない。

第 12 節 その他

1. 入札説明書類に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には入札参加者に通知する。
2. 本組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
3. 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - 1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - 2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - 3) 著しく信義に反する行為をした場合
 - 4) 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - 5) 提出期限内に必要な書類が提出されない場合
 - 6) 技術提案書類に重大な不備・不足がある場合
 - 7) 入札金額が予定価格を超えた場合
 - 8) その他入札説明書類の規定に違反すると認められた場合

第 7 章 参加資格審査

第 1 節 入札参加資格審査申請書の受付

1. 提出期間：平成 30 年 7 月 27 日（金）～平成 30 年 8 月 10 日（金）
午前 9 時～午後 4 時
(本組合の休日及び平日の正午から午後 1 時を除く。)
2. 提出先：第 11 章に示す事務局
3. 提出方法：直接持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、書留郵便で送付し、提出期間内に必着とする。
4. 様式：入札参加資格審査申請書（様式第 3 号）

し尿処理施設又は汚泥再生処理センター新設工事、基幹改良工事施工実績（様式第 4 号）

予定監理技術者のリスト（様式第 5 号）

5. 添付書類：1) 会社パンフレット・業務経歴書
- 2) 清掃施設工事に係る特定建設業許可通知書の写し又は特定建設業許可証明書
 - 3) 経営事項審査結果通知書の写し
 - 4) 納税証明書（法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）（写し））（直近 3 ヶ月以内のものとする。）
 - 5) 様式第 4 号に記載するし尿処理施設又は汚泥再生処理センター新設工事、基幹改良工事の工事名、時期、請負金額等が明記されている部分の当該工事請負契約書等（写し）
 - 6) 様式第 5 号に記載する予定監理技術者の法令による資格者証等（写し）及び当該予定監理技術者の雇用継続期間が平成 30 年 7 月 1 日現在において 6 ヶ月間を超える自社の社員であることを証する書類（健康保険被保険者証の写し等）並びに当該予定監理技術者個人の工事経歴を証明する書類
 - 7) 予定監理技術者が、し尿処理施設又は汚泥再生処理センター新設工事、基幹改良工事の工事経歴を監理技術者として有することを証明する書類（監理技術者届の写し等）

第 2 節 資格審査結果の通知

参加資格要件の確認は、提出された入札参加資格確認申請書等に対する書類審査により行う。

資格審査結果の通知は、平成 30 年 8 月 20 日（月）に、書面により参加者に通知する。

なお、参加資格審査結果の通知をもって技術提案書類提出の可否とするが、契約締結までの期間に参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合にはその資格を喪失するものとする。

第 3 節 資格がないと認めた者に対する理由の説明

資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日以内（土曜日・日曜日・祝日を含まない。）に、本組合（事務局）に対して資格がないと認めた理由について、書面（様式自由）により説明を求められることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（土曜日・日曜日・祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

第8章 技術提案書類の提出

第1節 提出期間

平成30年9月20日（木）～平成30年10月1日（月）
午前9時～午後4時（本組合の休日及び平日の正午から午後1時を除く。）

第2節 提出方法

直接持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期間内に必着しなければならない。なお、郵送の場合は、書留郵便で送付すること。

第3節 提出先

第11章に示す事務局

第4節 提出書類

下記、1.～4. に示す技術提案書類を提出すること。

1. 技術提案書類提出書（様式第6号）
2. 技術提案図書（様式任意：既存部分も含む。）
 - 1) 設備概要説明書
 - (1) 設備概要説明
 - ・主要設備概要説明
 - ・主要プロセス概要説明
 - (2) 運営管理条件
 - ・年間運転管理条件
 - ・年間維持管理費
 - ・年間エネルギー調書
 - ・運転人員調書
 - ・維持管理基準
 - ・稼働後20年間の点検・整備・補修費（機器更新含む。）
 - (3) 労働安全衛生対策
 - (4) 公害防止対策
 - (5) 主要機器の標準耐用年数及び目標耐用年数
 - (6) 使用機器メーカーリスト
 - (7) アフターサービス体制
 - 2) 設計計算書
 - 3) 設備仕様書
 - 4) 図面
 - (1) 全体配置図
 - (2) 動線計画図
 - (3) フローシート（物質収支を明記すること。）

- (4) 各階機器配置図（平面図）、立面図
 - (5) 水位高低図
 - (6) 建築仕上げ表
 - (7) 土木建築一般図
 - (8) 計装系統図
 - (9) 電気設備主要回路単線結線図
 - (10) 施設全体鳥瞰図（カラー）
- 5) 工事施工計画
3. 一般要求事項誓約書（様式第7号）
4. 特定要求事項提案書（様式第8号）

第5節 提出部数

- 正：1部（参加者名及び指定名称（資格審査結果通知に記載）を記入すること。）
- 副：15部（指定名称のみ記入すること。）
- 電子データ式（CD-R等、PDF形式又はWord形式・Excel形式）：1部

第6節 提出の辞退

参加資格者は、技術提案書類提出期限までにはいつでも技術提案書類の提出を辞退することができる。

技術提案書類の提出を辞退する場合は、技術提案書類提出辞退届（様式第9号）を事務局に直接持参すること。

なお、辞退した者は、辞退を理由に不利益な取扱を受けることはない。

第7節 技術提案書類審査関係

1. 形式審査

提出された技術提案書類について、不備又は不足がないかの審査を行う。

なお、審査において重大な不備又は不足がある場合は失格とし、当該参加者に書面にて通知する。

2. ヒアリング及び審査

提出された技術提案書類について、書類間で不整合がないか、要求水準書を満たしているかなどを審査するために、ヒアリングを実施する。

なお、特定要求事項に関する提案内容のヒアリング及び審査は同時開催とし、一般要求事項に関する提案内容のヒアリングは必要に応じて実施する。

1) 実施日：対象者には、事前に通知を行う。

特定要求事項に関するヒアリング：平成30年12月下旬開催予定

一般要求事項に関するヒアリング：平成30年10～11月上旬（必要に応じて）

3. 改善指示及び改善書の提出

不明瞭な事項が確認された場合や要求水準書に対する不整合箇所がある場合には、改善指示を提示する。なお、改善書提出要領等は別途通知する。

- 1) 指示日 : 平成 30 年 11 月 19 日 (月) 予定
- 2) 改善書提出期限 : 平成 30 年 12 月 7 日 (金) 16:00 予定

4. 入札通知

改善指示のなかった参加者及び改善書で適切な改善がなされていると確認できた参加者を入札参加資格者として、入札通知書を送付する。

- 1) 通知日 : 平成 30 年 12 月 13 日 (木) 予定

第 9 章 入札

第 1 節 入札の日時及び場所

1. 入札日 : 平成 30 年 12 月 21 日 (金) 予定
2. 時間 : 午前 11 時 予定
3. 入札場所 : 小松加賀環境衛生事務組合 事務局 2 階会議室

第 2 節 提出書類

1. 委任状 (様式第 10 号、ただし、委任がある場合)
2. 入札書 (様式第 11 号)
3. 確約書 (様式第 12 号)

第 3 節 入札書の記載方法

入札書は封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、入札に参加する工事名・宛先・入札者名及び資格審査結果の通知に記載されている指定の名称を記入すること。

第 4 節 入札書の記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

第 5 節 入札の無効

小松市入札心得第 7 条及び加賀市競争入札心得第 8 条に該当する入札書による入札、入札参加資格のない者のした入札、申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入

札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、入札参加資格がある旨を確認された者であっても、現に落札決定時において指名停止要領に基づく指名停止を受けている者、その他落札決定時において「第5章 入札参加者の参加資格要件」に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

第6節 入札の辞退

入札参加者は、入札日まではいつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退する場合は、入札日までに入札辞退届（様式第13号）を事務局に直接持参すること。

なお、辞退した者は、辞退を理由に不利益な取扱を受けることはない。

第7節 入札参加者が1者の場合の措置

入札に参加する者又は入札の結果有効な入札をした者が1者であっても、入札は有効とする。

第10章 本審査

第1節 審査の方法

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選定委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定する。有効な入札をした者が1者であった場合も審査を実施する。

審査は、入札参加者から提出された技術提案書類及び入札書について、非価格要素審査及び価格審査を行い、それらを合計した総合評価点数の最も高い者を最優秀提案者として選定する。

第2節 非価格要素審査

非価格要素審査に関する項目は、一般要求事項と特定要求事項で構成する。

一般要求事項並びに特定要求事項の確認結果及びヒアリングの結果を踏まえ、非価格要素項目の点数化を行う。

なお、改善指示に対する改善書が提出された場合においても、改善指示前の技術提案書類により評価する。

第3節 価格審査

落札者決定基準に示した算出式に従って、入札価格を点数化する。

第4節 落札者の決定

本組合は、選定委員会が選定した最優秀提案者を落札者に決定する。

最優秀提案者が2者以上あるときには、当該入札参加者にくじを引かせ落札

者を決定するものとする（くじ引きの日時及び場所は、別途指示する。）。なお、当該入札参加者がくじ引きに参加できない場合は、代理人を定めてくじを引かせるものとする。

結果は組合ホームページに掲載する。電話等による問合せには応じない。

第5節 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示す。

第6節 落札者とならなかった者に対する理由の説明

落札者とならなかった者は、本組合に対して、その理由の説明を求めることができる。

説明を求める場合は、その旨を記載した書面を平成31年1月下旬（予定、詳細な日付は後日通知する。）までに、事務局に提出する。提出方法は郵送（一般書留又は簡易書留によること。）又は持参によるものとし、FAX、E-mailによるものは受け付けない。説明を求めた者に対する回答は、平成31年1月下旬（予定、詳細な日付は後日通知する。）付で書面により行う。

第7節 本契約締結までの取扱い

本工事は、「小松加賀環境衛生事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、議会の議決を経た後に、正式契約となるものである。

なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損失が生じても、本組合は、一切の責めを負わない。

第11章 事務局

本工事に関する事務局は、次のとおりである。

[担当部署]	小松加賀環境衛生事務組合 事務局
[住所]	〒923-0985 石川県小松市浜佐美町ヲ 15 番地
[電話]	0761-23-5300
[FAX]	0761-23-5302
[E-mail]	komakaga@city.komatsu.lg.jp

以上